

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月）の改定について

概要

被災者生活再建支援法（令和2年12月4日公布・施行）の改正により、支援対象として追加された中規模半壊世帯（損害割合30%以上40%未満の被害（以下「中規模半壊」という。）の世帯）に関する浸水深による簡易判定の基準を設けるための検討等を行い、以下の見直しを実施。

（1）被害認定区分の見直し

判定する住家の被害の程度は、「全壊」（損害割合50%以上）、「大規模半壊」（損害割合40%以上50%未満）、「**中規模半壊**」（**損害割合30%以上40%未満**）、「半壊」（損害割合20%以上30%未満）、「準半壊」（損害割合10%以上20%未満）又は「準半壊に至らない（一部損壊）」（損害割合10%未満）の**6区分**とする。

（2）水害における第1次調査フローの見直し

水害による第1次調査における浸水深による判定基準について、木造・プレハブの戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や汚泥、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合、**床上0.5m以上1m未満の浸水の場合には、「中規模半壊」と判定**する。

	外力による一定以上の損傷	
	発生している場合	発生していない場合
全壊	住家流失 又は 床上1.8m以上の浸水	-
大規模半壊	床上1m以上1.8m未満の浸水	
中規模半壊	床上0.5m以上1m未満の浸水	
半壊	床上0.5m未満の浸水	
準半壊	-	
準半壊に至らない（一部損壊）	床下浸水	床下浸水

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月）の改定について

（3）液状化等の地盤被害における調査フローの見直し

液状化等の地盤被害による被害認定調査について、不同沈下があり、傾斜が1/100以上1/60未満又は基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合には、半壊（損害割合20%以上30%未満）と判定する。

①又は②のいずれかに該当	① 傾斜による判定	② 住家の潜り込みによる判定
全壊	外壁又は柱の傾斜が1/20以上	床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み
大規模半壊	不同沈下があり、傾斜が1/60以上1/20未満	床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み
中規模半壊	-	-
半壊	<u>不同沈下があり、傾斜が1/100以上1/60未満</u>	<u>基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み</u>

（4）水害によるサンプル調査における手順の明確化

サンプル調査による被害認定の調査・判定方法に係る具体的な手順を提示する。

- ・ 区域内にある【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のすべてにおいて、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生し、床上1.8m以上浸水したことが一見して明らかな場合、サンプル調査（当該区域の四隅に立地する住家の調査）により、当該区域内の当該住家すべてを全壊と判定する。
- ・ なお、区域内に上記以外の住家があってもサンプル調査は可能であり、これらの住家については、別途第2次調査により判定する。